

「PFS を活用した特定保健指導実施率向上に向けたスキーム構築事業委託」における

公募型プロポーザルにかかる質問書への回答

番号	項目	質 問	回 答
1	仕様書	仕様書2 目的について 最終段落に、特定保健指導実施率の改善に向けて①初回面接までの利用勧奨、②初回面接以降の継続指導の実施の2点を改善する必要があると記載されていますが、PFS 実施の事業スキーム構築は、①のみ、②のみ、あるいは①と②の両方のいずれを想定されていますでしょうか。	令和7年度以降の PFS を活用した特定保健指導では、特定保健指導初回面接までの利用勧奨及び継続指導の実施の2点についての委託を想定しているため、①と②の両方を想定しています。
2	仕様書	仕様書3 業務内容(1) 事業者へのヒアリング・サウンディングについて、対象となる事業者は何社ほどを想定されていますでしょうか。また、その事業者は保健指導実施率向上のみを行う事業者か、保健指導の実務と保健指導実施率向上の両方を行う事業者のどちらでしょうか。	5社程度を想定しています。対象の事業者ですが、令和7年度からの PFS を活用した特定保健指導において、利用勧奨及び保健指導の実施の委託を想定していることから、保健指導の実務と保健指導実施率向上の両方を行う事業者であることが望ましいです。
3	仕様書	仕様書3 業務内容(1) 事業者へのヒアリング・サウンディングについて、実施の回数は何回程度で、どのような内容を想定されていますでしょうか。また、実施方法は Web 方式でよろしいでしょうか。	実施の回数は2回程度を想定しています。 ヒアリングの内容ですが、今回採用業者と県との協議によって設定した成果指標、支払い条件等について、参画意欲を喪失するほどの非現実的なものとなっていないか等の聞き取りを行う想定です。 実施方法は、Web 方式で差し支えありません。

4	仕様書	仕様書3 業務内容(2) 市町村における特定保健指導の実施体制の課題分析は、想定されている4市町村へのアンケート等の実施でお考えでしょうか。	仕様書記載の提供データをもとにした分析を想定していますが、企画提案の段階でアンケート等の実施といった課題分析の手法をご提案いただくことは差し支えありません。
5	仕様書	仕様書4 業務スケジュールについて 本業務の進捗確認や検討に当たり、両者は月1回程度の打ち合わせを行うと記載されていますが、事業スキーム報告書の提出が終わる12月以降にも実施を想定されていますでしょうか。また実施される場合はどのような内容をお考えでしょうか。	基本的には事業スキーム報告書を提出いただく12月までの打ち合わせを想定しておりますが、令和7年度予算要求の過程で事業スキームに再度協議が生じた場合において、臨時で打ち合わせを行う場合があります。
6	仕様書	仕様書4 業務スケジュールについて 特定保健指導データ分析について、健診・保健指導のデータ分析は、提供データを受領してから分析が終了するまで最低でも2か月を要します。また、提供データとしてレセプト電算コード情報が挙げられていますが、レセプトの分析を行うのであれば健診・保健指導のデータ分析が終わった後の追加分析とさせていただきますもよろしいでしょうか。	分析結果の成果品の提供は8月中の予定としていますが、県からのデータの提供時期等によって選定業者側の作業スケジュールに影響が生じることから、成果品の提供時期については業者選定後再度協議します。レセプトの分析については、健診・保健指導のデータ分析が完了した後の追加分析という形をとることは構いません。
7	仕様書 (提供データ)	○提供データについて 国保総合システムのレセプト電算コード情報が記載されていますが、特定保健指導の分析にはレセプトデータを必要としませんが、レセプトデータは何の分析を想定されていますでしょうか。	特定健診の受診勧奨事業において、被保険者の傾向を分析するための参考データとして提供していたことから今回も参考データとしての提供を想定していましたが、選定業者において特定保健指導の課題分析において不要である場合は、業者選定後、契約締結前の段階で提供データリストから削除します。
8	仕様書 (提供データ)	○提供データについて 特定健診結果のデータはFKAC171でご提供いただくことは可能でしょうか。	提供は可能です。業者選定後、契約締結前の段階で分析に必要な提供データの内容について再度協議します。

9	仕様書 (提供データ)	○提供データについて 特定保健指導のデータが記載されていませんが、特定保健指導の分析には必要ですので、令和元年度～令和5年度分のデータ(FKAC165)を提供していただけますでしょうか。	提供は可能です。業者選定後、契約締結前の段階で分析に必要な提供データの内容について再度協議します。
10	特定保健指導の状況	モデル市町村はどこで、保健指導対象者数はどれくらいの想定でしょうか。また、各モデル市町村の R5 年度保健指導(動機づけ支援/積極的支援)実施率をご教示いただけないでしょうか。	モデル市町村及びモデル市町村における特定保健指導対象者数、実施率等につきましてはプロポーザル実施後、採用事業者にお示しします。県内市町村国保における特定保健指導の対象者数、実施率の最新の数値(R4)につきましては、公益財団法人国民健康保険中央会 HP に掲載されている市町村国保特定健診・保健指導実施状況(速報値)をご参照ください。 【HP 掲載箇所】 https://www.kokuho.or.jp/statistics/tokutei/sokuhou/index.html
11	特定保健指導の状況	貴県における、R5年度特定保健指導実施機関(医療機関、事業者等)の一覧、および指導実績の一覧をご教示いただけないでしょうか。	通常公表しているデータではないため、今回の回答時点では掲載は行いませんが、プロポーザル実施後に質問内容のデータを採用事業者提供することは可能です。
12	業務内容	「3 業務内容」(1)における「前提条件、現状の課題等の整理」と(2)～課題分析業務について、具体的に整理する情報項目の違いは何か。	(1)における「現状の課題等の整理」は、PFS 活用により解決すべき特定保健指導上の課題を、(2)における課題分析業務は PFS 活用による解決を要しないその他の課題(各モデル市町村における実施体制の課題等)を指しています。
13	業務内容	「3 業務内容」(2)～課題分析業務のうち、「分析数は4市町村を想定」と記載があるが、対象市町村は貴県が選定するのか。また、4対象市町村は、採択後にいつ頃ご教示いただけるか。	対象4市町村は参画希望のあった市町村から県が選定します。対象4市町村は採択後契約締結の段階で採用業者にお示しします。

14	目的	<p>「2の目的」の確認をさせていただきたい。特定保健指導実施率の改善に向けて、①対象者に初回面接を受けてもらうまでの勧奨、これは、勧奨部分にPFSを活用すると理解している。②初回面接以降継続的に対象者に指導を行う継続支援の実施、これは、特定保健指導の継続実施部分にPFSを活用すると理解している。上記の認識であっているか。</p>	<p>①、②ともにその理解です。</p>
15	<p>特定健診 PFSとの 関連</p>	<p>貴県では、令和5年度からPFSを活用した特定健診業務における受診勧奨業務を実施していると理解している。本業務では、令和5年度からの特定健診業務における事業と接続を検討する必要があるか。</p>	<p>本県で実施している「PFSを活用した特定健診受診勧奨モデル事業」との事業接続を考慮する必要はありません。</p>